

小川町障害児（者）生活サポート事業のご案内

生活サポート事業とは 身体障害・知的障害・精神障害・難病等により、日常生活や社会生活にお困りの方に、町に登録してある団体が、一時預かり、送迎、外出付添い、派遣による介護などのサービスを提供した場合に利用料の一部を助成する事業です。

対象者 身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者並びに難病患者等
※在宅時のサービス利用が対象となるので、入所や入院中は利用できません。

利用方法 *利用希望者は町に登録申請が必要です。登録申請後、利用券を発行します。
*利用の際には必ず、登録団体に電話等で予約が必要です。
*サービス利用後に利用料と実費等を登録団体に支払います。その際、一緒に利用券を渡します。
利用券は30分あたり1枚必要です。
*障害福祉サービスや介護保険等で同様のサービスがある場合はそちらが優先されます。

利用料（利用者負担額で登録団体に支払います） 350円（30分あたり）・700円（1時間あたり）
※食費、入場料、交通費等は別途実費となります。

利用料の助成（登録団体に対する助成額で利用券を渡します） 1枚/30分あたり・2枚/1時間あたり

利用申請登録受付 健康福祉課 障害福祉担当（役場1階）

申請時持ち物 障害者手帳、印鑑

※代理人が申請する場合は、代理人の本人確認のための書類（運転免許証・保険証など）と代理人の印鑑が必要です。

登録団体

登録団体名	住所	電話番号	FAX番号
ケアサポートすずらん	小川町小川 732-10	72-5716	72-5301
たすけあいほっとライフ小川	小川町腰越 469-1	71-5605	71-5606
ふれあいやまびこ会	東秩父村御堂 633-1	81-5914	81-6503
ファミリーサポートセンター昴	東松山市松葉町 2-17-43	25-3353	25-3732
ライフサポート部のびる	寄居町末野 2044	048-581-8050	048-581-8850
生活支援サービスのぞみ 深谷営業所	深谷市長在家五号林 2659-1	048-577-5318	048-511-1714
ヘルパーステーションあんずの里	東松山市白山台 19-2	34-5488	81-7211
生活サポートセンターカミン	深谷市宿根 1297	048-572-8830	048-572-8829
福祉事業所 サンメイト	滑川町みなみ野 3-13-15-102	81-5191	81-5194

※生活サポート事業以外の法的サービスが利用できる場合もありますのでご相談ください。

問合せ 健康福祉課 障害福祉担当 ☎ 151

平成31年度小川町水道水質検査計画を作成しました

町では、町民の皆さんにより安全な水道水を安心してご利用いただくため、水質検査を行っています。水質検査の適正化や透明化を確保するため、検査項目等を定めた「平成31年度小川町水道水質検査計画」を策定しましたのでお知らせします。計画書は、町HPと上下水道課（役場1階）をご覧ください。

問合せ 上下水道課 浄水場担当 ☎ 72-0061

福祉タクシー券を交付しています

障害のあるかたへのタクシー利用料の一部を助成する事業として「福祉タクシー利用券」を交付しますので、ご希望のかたは申請をしてください。

対象 小川町在住で、以下のいずれかに該当するかたです。

- (1) 身体障害者手帳1、2、3級、または下肢の4級をお持ちのかた
- (2) 療育手帳（みどりの手帳）④、A、Bをお持ちのかた

※障害者支援施設等に入所していないかたが対象となります。

内容 タクシーの初乗り運賃相当額の利用券を交付します。

※**デマンドタクシーを利用する時には利用できません。**

○利用券の交付枚数は、1か月あたり2枚とし24枚までを交付します。

例) 4月申請は24枚、5月申請は22枚となります。

○交付された本人が乗車するとき、1回の乗車で1枚利用できます。

○利用券の有効期限は、平成32年3月31日までです。

○利用できるタクシーは埼玉県との協定を締結している協会に加入している事業者などです。

申請受付	場 所	受付時間
	役場1階 健康福祉課窓口	午前8時30分から午後5時15分まで（土、日、祝日除く）

※4月2日（火）のみ、リリックおがわ1階ホールホワイエで午前9時から午後4時まで受付を行います。

申請時持ち物 ○身体障害者手帳、療育手帳 ○印鑑

※代理人が申請する場合は、代理人の本人確認のための書類（運転免許証・保険証など）と印鑑が必要です。

問合せ 健康福祉課 障害福祉担当 ☎ 152

地域の民生委員・児童委員、主任児童委員は「子育て応援団」です！

民生委員・児童委員、主任児童委員は、誰もが安心して生活できる地域づくりのために日々活動しています。地域に暮らす子どもやその保護者にとって、身近な「地域のおじさん、おばさん」、「人生の先輩、子育ての先輩」として寄り添っていきます。

☆ひとりで悩まずに地域の民生委員・児童委員、主任児童委員へ相談してください。

問合せ 健康福祉課 社会福祉担当 ☎ 156

ファクス 74-2341 Eメール: ogawa107@town.saitama-ogawa.lg.jp

生活の困りごとをご相談ください！

経済的に苦しい・・・生活に困っている・・・失業・病気・引きこもりなどさまざまな問題で生活に困っている方、ひとりで悩まずにご相談ください。埼玉県から委託された専門の相談支援員が困りごとを一緒に考え、解決に向けてサポートします。秘密は厳守します。お気軽にご相談ください。相談は無料です。

アスポーツ相談支援センター埼玉西部

相談受付：午前8時30分～午後5時 月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

場所：パトリアおがわ（総合福祉センター）2階

☎ 81-3148 Eメール: jiritsu-nishi@mopera.net

ご存じですか「障害者差別解消法」

障害者差別解消法とは、障害を理由とした差別をなくすことを目的とした法律です。障害のある人への「不当な差別的取り扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」をすることが規定されています。

「**不当な差別的取り扱い**」とは、正当な理由なくサービスの提供を拒否したり、制限をしたり、条件を付けたりするような行為です。例えば、「入店を拒否する」「対応の順番を後回しにする」などです。

「**合理的配慮の提供**」とは、障害がある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合、負担にならない範囲で、対応をすることです。例えば、「筆談、読み上げの配慮をする」「車いす利用者のために、通路の幅を広くする」「困っていると思われるときは、まずは声をかけ手伝いの必要性を確かめてから対応する」などです。

障害を理由とする差別に関する相談は健康福祉課（役場1階）へ。

問合せ 健康福祉課 障害福祉担当 ☎ 152